

令和3年第4回

智頭町議会臨時会会議録

令和3年 9月29日 開会

令和3年 9月29日 閉会

智頭町議会

## 第4回智頭町議会臨時会会議録

令和3年9月29日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 102号 財産の取得について

### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 102号 財産の取得について

### 1. 会議に出席した議員（12名）

1番 仲井 莖	2番 西尾 寿樹
3番 岡田 光弘	4番 藤田 浩祐
5番 宮本 行雄	6番 田中 賢
7番 谷口 翔馬	8番 波多 恵理子
9番 安道 泰治	10番 大河原 昭洋
11番 河村 仁志	12番 谷口 雅人

### 1. 会議に欠席した議員（0名）

### 1. 会議に出席した説明員（5名）

町 長	金 兒 英 夫
副 町 長	矢 部 整
総 務 課 長	國 岡 厚 志
企 画 課 長	酒 本 和 昌
総 務 課 参 事	米 本 勝 彦

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 柴田睦子  
書記 松田絵理

開会 午前11時00分

開会 あいさつ

- 議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、令和3年第4回智頭町議会臨時会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、安道泰治議員、  
10番、大河原昭洋議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

- 議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。  
よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

今臨時会の説明員につきましては、9月27日付けをもって町長に出席の要求をしております。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．議案第102号

○議長（大河原昭洋） これから、議案第102号 財産の取得についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、第4回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

議案第102号 財産の取得につきましては、交通手段が限られている町内集落へ、福祉、介護サービス、その他行政サービスを提供し、町民の利便性向上を図るため、次世代移動通信システム5Gを搭載したコネクテッドカーを取得することについて、本議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第102号 財産の取得についての補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第102号 財産の取得についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案第102号 財産の取得についてでご

ざいます。

これは財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産、コネクテッドカー。取得する数量、1台。取得の方法、随意契約。取得する価格、977万円。取得する相手方、鳥取市天神町3番地、鳥取トヨタ自動車株式会社、代表取締役 米原良。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

議員の皆さんは、全協室のほうにお集まりください。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時06分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第102号 財産の取得についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前 11 時 07 分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和3年9月29日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 安 道 泰 治

智頭町議会議員 大 河 原 昭 洋